

# 印西市総合計画の策定及び推進に関する要綱

平成20年3月26日告示第23号

改正

平成22年3月17日告示第82号

平成24年2月2日告示第5号

## 印西市総合計画の策定及び推進に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、印西市の将来のまちづくりの基礎となる印西市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し基本的な事項を定め、総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的とする。

### (総合計画の構成)

第2条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成するものとする。

2 基本構想は、総合的かつ計画的な行政運営を進めていくための長期的なまちづくりの指針として、めざすべき将来都市像を描き、それを実現するための政策の大綱を示すものとする。

3 基本計画は、基本構想に示された政策の大綱に沿って、その具体的な施策を体系的に示すものとする。

4 実施計画は、基本計画に掲げた施策を達成するための手段として、主要な事業を示すものとする。

### (計画期間)

第3条 基本計画は、おおむね10年の基本構想の期間の前半5年を第1次及び後半5年を第2次の計画期間とする。

2 実施計画の計画期間は3年とする。

### (策定本部の設置)

第4条 総合計画の策定及び総合的かつ効果的な推進を図るため、印西市総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第5条 策定本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総合計画に関する重要事項に関すること。

(2) 総合計画の策定及び推進に関すること。

(3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第6条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充て、本部員は、教育長、印西市行政組織条例（平成8年条例第13号）第2条に規定する部の長、印西市教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第11条に規定する部の長及び印西市水道事業の設置等に関する条例（昭和52年条例第12号）第4条第2項に規定する部の長の職にある者をもって充てる。

3 本部長は、策定本部を総理し、策定本部の会議を招集し、会議の議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (補助組織)

第7条 策定本部は、総合計画の策定のために必要と認めるときは、連絡調整、企画立案等を行う補助組織を置くことができる。

### (庶務)

第8条 策定本部の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。  
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日告示第82号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成24年2月2日告示第5号)

この告示は、公示の日から施行する。